

【家計急変】日本学生支援機構給付奨学金および授業料減免の申請方法について

給付奨学金（家計急変採用）・授業料減免制度の申請手続きについてご案内します。

必要書類は学生課で配付しているものを受け取るか、大学 HP からダウンロードしてください。

URL : <https://www.mgu.ac.jp/campus/campuslife/scholarship/document/>

■申請にあたって

- 予期できない事由によって家計が急変し、急ぎ支援が必要となった学生を対象とします。
- 家計急変事由が支援対象に該当し、対応する証明書類を提出できる場合に申込ができます。定年退職や非自発的失業に該当しない離職等の事由は、支援の対象となりません。
- 休学中、留学中、成績不振による留年、成績不振により修業年限内での卒業見込みがない方は申請ができません。

■申請の流れ

- ① 「給付奨学金案内（家計急変採用）」（以下、「案内」）を読み、自分が支援の対象に該当するか確認してください。
- ② 申請にあたっての事前面談を行います。学生課に申し出てください。
- ③ 必要書類を揃えて、学生課に提出してください。必要な書類は後述「給付奨学金（家計急変）提出書類チェックリスト」の通りです。各書類の詳細は「給付奨学金案内（家計急変）」で確認ができます。
- ④ 学生課から入力用 ID とパスワードを受け取り、スカラネットからインターネット上で申込内容を入力してください。入力終了後、受付番号が表示されるので、マイナンバー提出書類に転記してください。
- ⑤ スカラネットの入力完了から一週間以内に、マイナンバー提出書類を日本学生支援機構に郵送してください。
- ⑥ 学業成績要件を満たさない場合、「学修計画書」の作成とクラス担任の署名が必要になります。該当者には個別に連絡します。

■申請期限

家計急変事由発生日から 2ヶ月以内に学生課に申し出てください。

2ヶ月以上経過している場合は、速やかに学生課へご相談ください。家計急変事由発生日から 3ヶ月が経過すると、原則として申込ができなくなります。

2022 年 4 月入学者で、2020 年 1 月から 2022 年 3 月までに家計急変事由が発生している場合は、5 月 31 日（火）までに申し出てください。

■問い合わせ先

学生課 022-277-6271／UNIPA QA 「奨学金関係」

学生本人の責任において申請する奨学金です。各種手続き・問い合わせは学生本人が行ってください。

■給付奨学金（家計急変）提出書類チェックリスト

【全員が学校に必ず提出するもの】

書類	概要
□給付奨学金確認書	「案内」の中にはあります。給付奨学金申請書（家計急変採用）とは A3 用紙 1 枚でつながっています。切り離して A4 サイズにしてください。
□給付奨学金申請書（家計急変採用）	「案内」の中にはあります。「家計が急変した事由が発生した年月日（西暦）」は、コロナによる急変の場合、収入が減少した月の末日もしくは前月末日とすることが可能です。
□家計急変事由に対応する証明書類及び収入証明書類	「案内」p6 の事由（A～D）により必要書類が異なります。新型コロナウイルスを事由とする場合は D に該当し、証明書類は下記【該当者のみ提出するもの】の「家計急変事由が新型コロナウイルスの影響による場合」に記載した書類が必要となります。
□内容を記入したスカラネット入力下書き用紙（給付奨学金家計急変用）の写し	スカラネット入力下書き用紙は給付奨学金案内の中にあります。
□学生本人名義の普通預金口座の通帳の写し	入力下書き用紙 p12 の注意事項参照。
□成績証明書	1 年生・編入生：卒業・転出した学校の成績証明書 2 年生以上：成績証明書
□授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1）	授業料減免制度に申請するための書類です。

【該当者のみ提出するもの】

書類	概要
□家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書（最大 12 カ月分、コピー可）	家計急変者に収入がある場合は提出が必要（死亡事由を除く）。「案内」p21 を確認のうえ準備してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事由発生が進学後：事由発生年月の翌月から申請年月の年月の前月まで ● 事由発生が進学前年の場合：事由発生年月の翌月から進学年月の前月まで（最大直近 12 ヶ月分） ● 事由発生が進学前々年の場合：進学前年の源泉徴収票または確定申告書
□受給可能な在留資格であることを示す書類（「案内」p15 参照）	申請者が外国籍の場合は提出が必要。

□施設等に在籍等に関する書類（「案内」p18 参照）	18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親の養育を受けていた場合は提出が必要。
□海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書	生計維持者が海外居住のため住民税が課されていない場合に必要。
□マイナンバーに代わる提出書類（様式）及び添付書類	事情によりマイナンバーを提出できない人物について必要。
□学修計画書（クラス担任等の署名必要）	学生課から別途連絡します。
□通学形態変更届（兼自宅外証明書類送付状）	自宅外通学者は採用後に学生課へ提出してください。
□新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書（写し） ※発行が間に合わない場合は、先に学校に申し出て、証明書は追って提出してください。	家計急変事由が、新型コロナウイルスの影響による場合に必要。
□給与所得者：減収後の給与明細等（1カ月分の写し）	
□給与所得者以外：自営業の帳簿（1カ月分の写し）・「自営業等の所得金額計算書（所定様式）」	

《提出書類作成に関する注意点》

※ 重要 ※ 給付奨学金確認書、スカラネット入力下書き用紙、マイナンバー提出書類に記載する生計維持者は必ず一致させてください。生計維持者については「案内」p14を確認してください。

注意1 家計急変理由の選択の際、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合は、Dの「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」を選択します。証明書類は、「罹災証明書」を「公的支援を受けている証明書」と読み替えます。

注意2 「給付奨学金確認書」について

申込者本人、親権者（本人が未成年の場合のみ）の欄は住所を「同上」と省略せず、正確に記入してください。

注意3 「スカラネット入力下書き用紙」について

※ 下書き用紙の右側に書かれた注意事項をよく読んで記入してください。

D-あなたの在籍状況

(10) キャンパスの住所の郵便番号に大学の専用郵便番号「981-8557」を入力すると
住所の自動入力ができないため、桜ヶ丘の郵便番号「981-0961」と入力してください。

J-あなたの家族情報 … 生計維持者については「案内」P14を確認すること

生計維持者は原則父母を指すので、父母がいる場合は生計維持者①②に父母の情報を
必ず記入してください。（無職の場合でも生計維持者欄に情報を記入すること）

K-特記情報

1.授業料は下記の金額を記入してください。

現代ビジネス学科・心理行動科学科	76万	生活文化デザイン学科	86万
教育学科	81万	日本文学科・英文学科・人間文化学科	72万
食品栄養学科	90万	音楽科	101万

M-奨学金振込口座情報

奨学金は「学生本人名義」の口座に振り込まれます（親名義の口座は不可）。自分の
口座を持っていない方は、必ず本人名義の「普通預金口座」（当座預金や財形貯蓄口
座は不可、また一部利用できない銀行があるので、入力下書き用紙のp12確認事項を
よく読んでください）を作り、その口座番号を記入し、通帳のコピーを貼ること。

注意4

別紙「『2022年度版給付奨学金案内（家計急変採用）』の訂正について」参照の上、訂正箇所を
読み替えていただくようお願いします。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の基準

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの）
が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

制度例

制度名	主な実施機関
新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫
危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行
セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局
緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体
国税・地方税の納付猶予	国税庁・地方公共団体

例に挙げたもの以外でも、(1)～(3)の基準に該当する制度であれば対象となります。